

岩手県告示第799号

鳥獣保護区の設定（平成11年岩手県告示第889号）で告示した久慈溪流鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

平成21年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 変更後の久慈溪流鳥獣保護区の区域 久慈市地内の国道281号と林道岩井川線との交点を起点とし、起点から国道281号を東に進み市道三日町大通り線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道滝線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道荒津前線との交点に至り、同点から同市道を西に進みさらに南西に進み市道向屋敷線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南西に進み市道向屋敷線との交点に至り、同点から同市道を北に進み林道繫2号線との交点に至り、同点から同林道を北に進み林道大城線との交点に至り、同点から同林道を西に進みさらに北東に進みさらに西に進み林道茅森線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み国道281号との交点に至り、同点から同国道を西に進み主要地方道戸呂町軽米線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み林道岩井川線との交点に至り、同点から同林道を北に進みさらに東に進みさらに南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

2 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局、総合支局及び地方振興局の保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。